

特定非営利活動法人葬送を考える市民の会 定款

第1章 総則

第1条（目的）

この法人は、生と死・葬送に関するさまざまな問題について関心を持つ市民が集まり、「納得のいく送り方・送られ方」を学習し、慣習や習俗にとらわれない故人と送る人の思いを大切にした旅立ちの実現をめざして、活動することを目的とする。

第2条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人葬送を考える市民の会と称する。

第3条（特定非営利活動の種類と事業）

この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) 消費者の保護を図る活動

2. この法人はその目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 葬送の在り方及び生と死に関するフォーラム、シンポジウム、セミナー、講演会、 学習会、講座等の開催
- ② 公開模擬葬、靈園見学会などの実施及び交流会等の開催
- ③ 葬送及び生と死に関する情報収集及び提供、調査研究
- ④ 生前契約、葬儀、納骨等の葬送執行及び目的を達成するために必要な事業
- ⑤ 前各号に附帯する事業

(2) その他の事業

- ① 役務の提供
- ② 物品の販売及び斡旋

3. その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことができるものとし、利益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。

第4条（事務所）

この法人の事務所は、札幌市に置く。

第2章 会員

第5条 (会員の種類)

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業に協力する個人・法人及び任意の団体

第6条 (入会)

この法人に、会員として入会しようとする者は、入会申込書に入会金と会費を添えて申し込まなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

2. 入会の承認は、理事会が行う。

第7条 (入会金・会費)

会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

2. 入会金・会費の種類、金額、納入方法等は、総会の議決を経て別に定める。

第8条 (会員の資格喪失)

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上の会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

第9条 (退会)

この法人を、退会しようとする者は、退会届を理事会に提出することにより、任意に退会することができる。

第10条 (除名)

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第11条 (入会金・会費等の不返還)

会員が既に納入した入会金・会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員等

第12条 (役員)

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上12名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2. 理事のうち1名を代表理事とする。
3. 理事のうち副代表理事2名以内をおくことができる。

第13条 (役員の選任)

役員は、総会において選任する。選任の方法は、総会の議決を経て別に定める。

2. 代表理事及び副代表理事は、理事の互選により定める。
3. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第14条 (役員の職務)

代表理事及び副代表理事は、この法人を代表する。

2. 副代表理事は、代表理事を補佐し、日常の業務を執行し、代表理事に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事は、業務を執行する。
4. 監事は、特定非営利活動促進法第18条に定める職務を行う。

第15条 (役員の任期)

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、2年を経過しても後任の役員が選任されていない場合は、役員の任期は、任期の末日後最初に開催された社員総会の終結のときまでとする。
3. 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第16条(役員の解任)

役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席した会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第17条 (役員の報酬)

役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、役員総数の3分の1以下の範囲内で、総会の議決により報酬を支給することができる。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第18条 (事務局)

この法人に事務局を設ける。

2. 事務局に職員を置く場合、代表理事がこれを任命する。
3. 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 会議

第19条（種別）

この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第20条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

第21条（権能）

総会は、この定款で別に定めるもののほか、事業活動計画、事業活動報告及び活動決算その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2. 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 理事会として総会に付議する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第22条（開催）

通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上の者から会議の目的たる事項を記載した書面または電子メールをもって請求があるとき。
 - (3) 特定非営利活動促進法第18条第4号に定めるところにより監事が招集するとき。
3. 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。
- (1) 代表理事が必要と認めるとき。
 - (2) 理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を記載した書面または電子メールをもって請求があるとき。
 - (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

第23条（招集）

会議は、前条第2項第3号に定める場合を除き、代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に会議を招集しなければならない。前条第3項第2号及び第3号に定める場合には、請求の日から14日以内に会議を招集しなければならない。

3. 会議を招集する場合は、正会員又は理事（以下「構成員」という）に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第24条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。理事会の議長は、理事の中から選出する。

第25条（定足数）

総会は、正会員の総数の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

理事会は構成員の総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

第26条（議決）

会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。構成員が会議の目的である事項について提案した場合において、構成員全員が書面または電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会議の決議があったものとみなす。

第27条（表決等）

構成員の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の場合において、表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

第28条（議事録）

会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 構成員の総数
 - (3) 会議に出席した構成員の数(書面または電子メールによる表決者及び表決の委任者を含む)
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人1名が署名、又は記名押印しなければならない。
 3. 前2項の規定に関わらず、構成員全員が書面及び電子メールにより同意の意思表示をしたことにより、会議の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 会議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 会議の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 資産及び会計

第29条（資産の構成）

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

第30条（資産の管理）

この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、代表理事がこれを管理する。

第31条（経費の支弁）

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第32条（会計及び決算）

この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2. 決算書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第33条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第34条（その他の事業の会計）

その他の事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

第6章 解散及び定款の変更

第35条（解散及び残余財産の処分）

この法人は、総会の議決による解散をするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の承諾を得て、解散することができる。残余財産については、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者うち総会で議決した者に譲渡する。

第36条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)

- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

第7章 雜則

第37条 (公告)

この法人の公告は、この法人のインターネットホームページに掲載して行う。

第38条 (雑則)

この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、設立総会において定める別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、2002年の通常総会までとする。
3. この法人の設立当初の事業年度の事業活動計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から2001年3月31日までとする。

附 則 (施行期日)

1. この定款は2002年9月26日より施行する。
2. この定款は2007年4月4日より施行する。
3. この定款は2011年3月24日より施行する。
4. この定款は2012年10月4日より施行する。
5. この定款は2016年8月30日より施行する。
6. この定款は2017年5月21日より施行する。